

インターネット等を通じて国内に向けて製品を販売する海外事業者等に係る 製品安全関係法の運用について

平成29年10月
経済産業省製品安全課

インターネット等を通じて、製品安全関係法の適用のある製品^(注)を日本において流通させる海外事業者等に対する製品安全関係法の運用は、下記のとおりとする。

(注) 製品安全関係法の適用のある製品とは、電気用品安全法（昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号）、ガス事業法（昭和二十九年三月三十一日法律第五十一号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年十二月二十八日法律第四百十九号）、消費生活用製品安全法（昭和四十八年六月六日法律第三十一号）に基づき技術基準を定める製品。

記

1. 海外事業者について

我が国において製品安全関係法に違反する製品を流通させる行為（海外事業者によるものも含む。）は、製品安全関係法の適用対象となる。

国は、当該行為を行った又は行おうとすると認められる海外事業者に対して、製品安全関係法に関する情報提供又は注意喚起を行う。さらに、必要に応じて、国内の消費者に対して、当該海外事業者に係るウェブサイト等の情報の提供を行う。

2. 海外事業者に輸出する国内事業者について

製品安全関係法に違反する製品を輸出する国内の事業者が、輸出先の海外事業者が当該製品を我が国において流通させることを知って輸出した場合にあっては、当該輸出は、製品安全関係法の適用対象となる。